災害対策調査特別委員会報告資料
令和３年 12 月 7 日
危機管理部防災危機管理課・地域防災支援課

「板橋区舟渡・新河岸地区大規模水害時の避難における基本的考え方」の策定について

１　目的

舟渡・新河岸地区においては、荒川氾濫時に、5メートルを超える浸水域となり、浸水継続期間が2週間継続することが想定され、水害発生時に甚大な被害が発生する可能性がある地域となっている。

また、このような地域特性を受け、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」におけるモデル地区へ指定され、国・東京都と高台まちづくりの可能性を踏まえた避難場所の確保策に関する検討がなされている地域である。

こうした中、「板橋区舟渡・新河岸地区大規模水害時の避難における基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）を策定し、舟渡・新河岸地区において、荒川氾濫を伴う大規模水害が発生した際の災害状況の変化とそれに応じた避難方法を示すことにより、当該地区における住民の安全を確保することを目的とする。

２　災害状況の変化と避難方法等イメージ

（１）分散避難（親戚・友人宅等）の開始

大型の台風が東京地方へ接近することが予想され、荒川の決壊を含む大規模な被害が想定される場合、区民に対し分散（縁故等）避難の呼びかけを開始する。

（２）〔ステップ１〕区内南側に存在する高台（浸水区域外の台地）への水平避難

荒川水位が上昇しつつある状況においては、まずは区内南側に存在する高台（浸水区域外の台地）へ水平避難実施の呼びかけを行う。

（３）〔ステップ２〕水平避難ができない場合の緊急一時避難場所活用

荒川の決壊が切迫している状態、もしくは決壊している状態にお

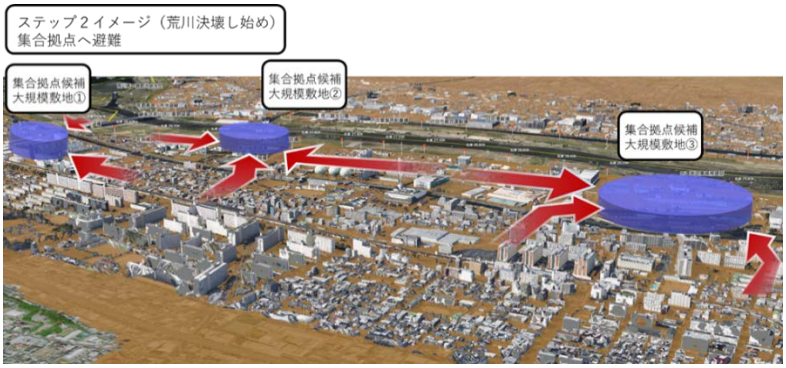

いて、区内南側の高台へ避難する時間的な猶予がない場合等は、区域内の緊急一時避難場所へ避難の呼びかけを実施する。

（４）〔ステップ３〕緊急一時避難場所から浸水区域外への脱出

舟渡・新河岸地区が浸水した後の状況において、浸水継続時間が2週間以上継続することが予想されることから、緊急一時避難場所から脱出するための経路を確保し、浸水区域外へ移動を誘導する。

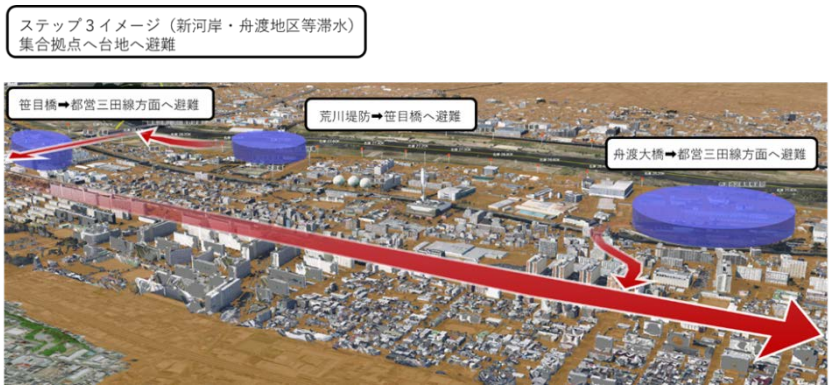

３　その他

（１）見直し

本基本的考え方は、当該地区の避難場所や避難経路の確保及びその運用方法等状況の変化に応じて、適宜修正を図るものとする。

（２）運用

具体的な避難に関する運用方策については、本基本的考え方をもとに検討を進めていく。

４　担当

危機管理部防災危機管理課計画推進係　電話　3579-2159
地域防災支援課地域支援係　電話　3579-2152

参　考　資　料

板橋区舟渡・新河岸地区大規模水害時の
避難における基本的考え方（案）

令和３年 11 月
東京都板橋区

１　概要

（１）目的

板橋区舟渡・新河岸地区大規模水害時の避難における基本的考え方（以下、「基本的考え方」という。）は、本区、特に荒川と新河岸川に挟まれた舟渡・新河岸地区において、荒川氾濫を伴う大規模水害が発生した際の災害状況の変化とそれに応じた避難方法を示すことにより、当該地区における住民の安全を確保することを目的とする。

（２）対象地域

舟渡・新河岸地区

（３）見直し

本基本的考え方は、当該地区の避難場所や避難経路の確保及びその運用方法等状況の変化に応じて、適宜修正を図るものとする。

（４）運用

具体的な避難に関する運用方策については、本基本的考え方をもとに検討を進めていく。

２　災害状況の変化と避難方法等イメージ

（１）分散避難（親戚・友人宅等）の開始

大型の台風が東京地方へ接近することが予想され、荒川の決壊を含む大規模な被害が想定される場合、区民に対し分散（縁故等）避難の呼びかけを開始する。

（２）区内南側に存在する高台（浸水区域外の台地）への水平避難（ステップ１）

荒川水位が上昇しつつある状況においては、まずは区内南側に存在する高台（浸水区域外の台地）へ水平避難実施の呼びかけを行う。

ステップ１イメージ（荒川水位上昇）
台地方向へ避難

（３）水平避難ができない場合の緊急一時避難場所活用（ステップ２）

荒川の決壊が切迫している状態、もしくは決壊している状態において、区内南側の高台へ避難する時間的な猶予がない場合等は、区域内の緊急一時避難場所へ避難の呼びかけを実施する。

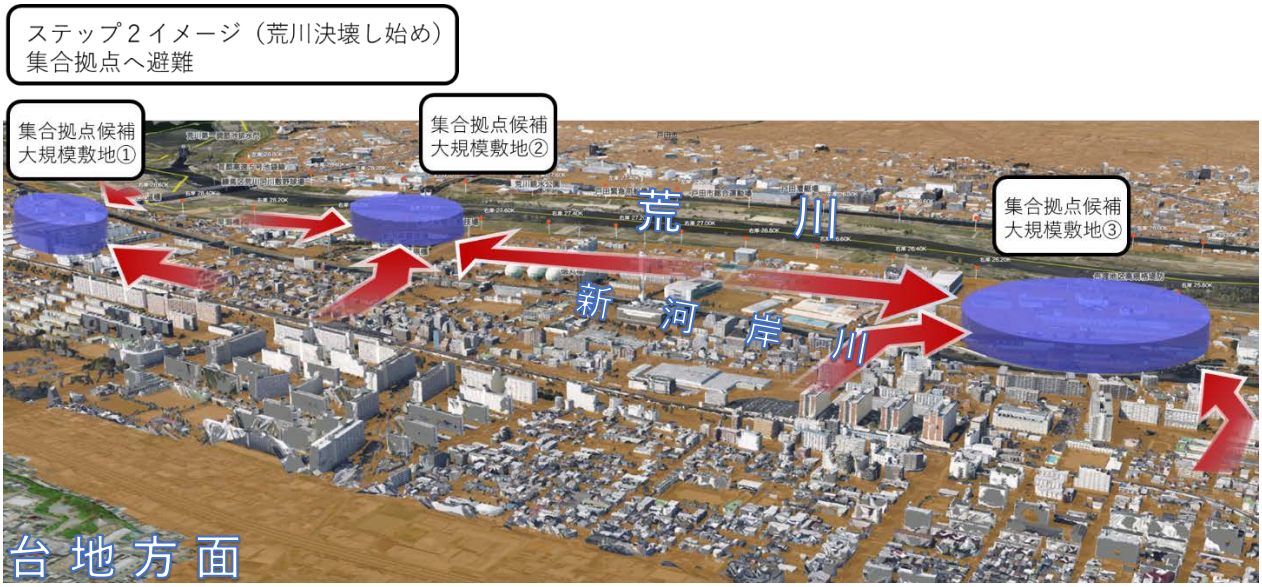

（４）緊急一時避難場所から浸水区域外への脱出（ステップ３）

舟渡・新河岸地区が浸水した後の状況において、浸水継続時間が２週間以上継続することが予想されるため、緊急一時避難場所から脱出するための経路を確保し、浸水区域外へ移動を誘導する。

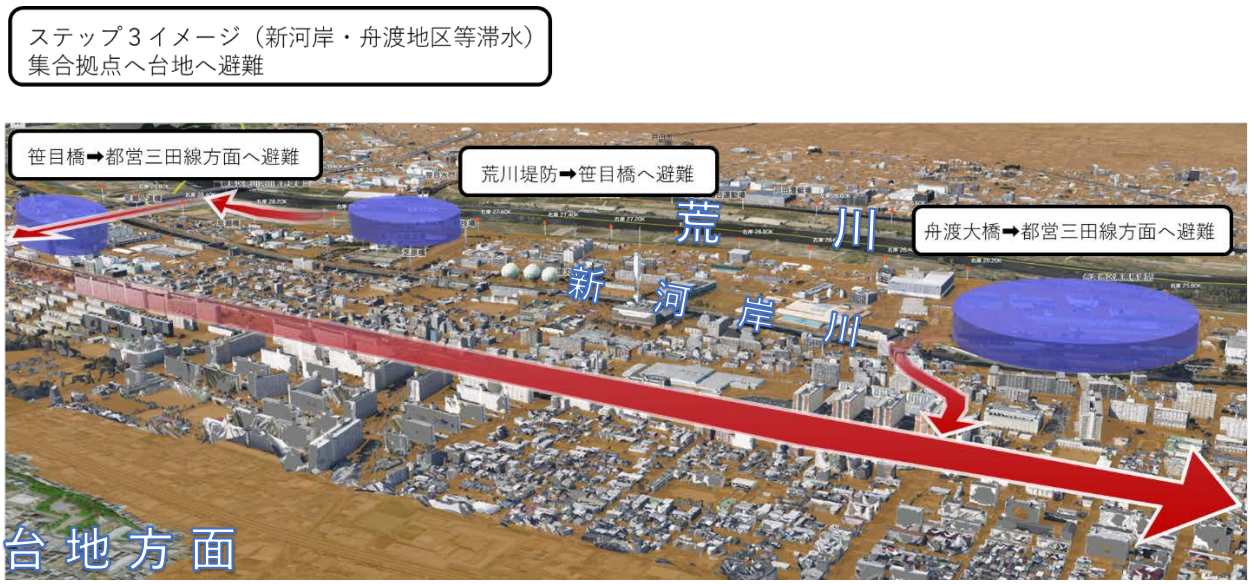

（荒川３Ｄ洪水浸水想定区域図の出典：荒川下流河川事務所 HP）